

平成30年度 境港市下水道料金等審議会（第1回）

【日時】 平成31年2月6日（水） 15:00～15:45

【場所】 境港市役所 第1会議室

【委員出席者】 14名

細田智久委員（会長）、三好伸作委員（職務代理者）、大西毅一郎委員、中本勝委員、畑野成至委員、足穂豊委員、木村幹夫委員、山田哲男委員、山本博敏委員、門脇美保委員、中西健一郎委員、渡邊はるみ委員、堀田真弓委員、永井美央委員（欠席1名）

【市出席者】

清水副市長（市長代理）、
下場建設部長、松本下水道課長、梅原普及係長、黒田主幹

1. 開会

2. 副市長あいさつ

3. 委員紹介

4. 会長選出及びあいさつ

事務局から細田委員を提案、全会一致で細田委員を会長に選出

5. 会長職務代理者選出及びあいさつ

会長が職務代理者に三好委員を指名

6. 諮問

副市長から会長に諮問文書を手渡し

7. 議事

議題「公共下水道使用料の改定について」

事務局から説明

◎質疑応答

（委員）

長期不在で水道を止めた場合などは、下水道料金はどうなりますか。

各家庭の都合を考慮した減免制度はあるのですか。

（事務局）

境港市の下水道使用料は、基本的には水道メーターの検針水量により計算していて、使用水量が20m³までは基本使用料、20m³を超えると1m³ずつ上乗せしていく料金体系になっています。

長期間不在で水道を閉栓されると、水道料金がかからなくなり、下水道使用料の請求も止まることとなります。

また、水道を開栓した状態で水を使わないと、水道メーターが全く動かないケースがありますが、米子市の上水道では基本料金だけは請求が出るのですが、境港市の下水道使用料では、水道メーターが1m³以上を計測しなかった場合は請求そのものを行わないことにしています。

次に、減免制度についてですが、収入が少ないなどの生活弱者向けの減免制度は設けて

いません。

当市で運用している減免制度としては、水産業などを想定した大口の製造業者向けの減免制度として2か月間で500m³を超える額の半額を減免する制度があります。

(委員)

新たな減免制度を設ける計画はないのですか。

(事務局)

運用は慎重に行う必要があり、新たに減免制度を設ける予定はありません。

(事務局)

その他で運用しているのが、東北の震災の避難者向けの減免制度で、基本使用料を超える超過使用料の額について減免を行っている例が1件あります。

(委員)

参考までに、他市町村で減免を導入しているところはあるのですか。

(事務局)

他市の例について調べましたが、県内他市ではありませんでした。水道料金も同様です。

(委員)

参考資料3ページのパンフレットでは「基本使用料20m³まで2か月あたり」となっていて、議題集の5ページの条例改正案では「基本使用料10m³まで1か月あたり」となっていて書き方が違うので、市民の方はわかりにくいと思うのですが、市民の方には新しく条例改正案に差し替えたものを配るのでしょうか。

(事務局)

通常上水道の検針期間が2か月間ですので、実際の下水道使用料の請求は2か月間の料金について請求することになりますが、料金計算上は、短期間一時的に使用、例えばアパートを開栓してから1か月以内に使用が止まるというような例もありますので、条例で1か月あたりの料金を規定しています。そのうえで、請求する際には2か月間の単位で請求しています。

3ページのパンフレットは、問い合わせや下水道工事の説明会などで用意している資料で、現実の請求にあわせて、2か月分の請求に置き換えた料金表や、2か月当たりの早見表を掲載しています。

なお、このパンフレットは現在の消費税率8%のもので、消費税率10%を含んだ額に改定することになった場合は、料金表は平成31年10月1日改定となり、基本使用料2,808円が2,860円に、1立方メートル当たり超過使用料の単価も議題集2ページの改正後の額に変更になり、早見表の方も改定後の額に変更したうえで、市民の皆さんにご案内していくことになります。

(委員)

中には条例を見られたうえでパンフレットを見られる市民の方もおられると思うので、聞いてみました。

(会長)

事務局の説明では、市民向けパンフレットや資料には検針のタイミングで2か月分の基本使用料を記載していて、条例では短期間についても請求できるように1か月単位について規定してあるとのことでした。

そのほかに疑問点などはありませんか。

(委員)

中浜地区はいち早く下水道がスタートしましたが、バスが通る外浜線沿いに汚水柵があって、それぞれが家庭と直結していて、バスやトラックが通ると振動が汚水管を伝わって家まで振動するという実態があります。事業開始から35年も経つということで老朽化も進んでいると思いますが、汚水柵を使用者宅の方に設置するという予定はありませんか。

(事務局)

委員が言われるのは、市道外浜線の財ノ木町、小篠津町のあたりでしょうか。

(委員)

小篠津町では10数軒あって、バスが通ると振動があります。

(事務局)

ちょうど来年度予定しています。外浜線沿いの公共汚水柵は、昔は大きいマンホール型のものを使っていたので、入れるスペースがないなどの理由で宅内への設置を断られた経過があるようです。今の公共柵は直径20cmほどの小さな柵なので、道路内にある柵を撤去して宅内の方に了解を取ったうえで小さい柵を移設する予定です。

(委員)

道路に汚水柵があって配管がしてありますが、使用者宅への配管を利用して新しい汚水柵を設置するというので大掛かりな工事ではないということですか。

(事務局)

費用はそれなりにかかりますが、公共汚水柵は市が管理する物ですから、その移設は市の負担で全て行います。

(委員)

具体的には、31年度の何月頃になりますか。

(事務局)

工事の発注時期は、現地を調査し、折衝しなければなりませんので、年度の後半になると思います。

(会長)

本題である料金改定について、消費税率に連動してということではなかなか意見を言うのが難しいかもしれませんが、わからないことなどありませんか。

－質疑なし－

消費税率が10%に上がるということは、もう動かない事実なのですか。

(事務局)

先日、安倍首相も明言されましたので、余程なことがない限りストップはかからないと思います。

事前の移行準備は、一定の期間が必要ですから、準備を進めるしかありません。

(会長)

では他市町村さんも一斉に、10%への引上げに向けていろいろな料金の修正をされるということでしょうか。

(事務局)

県内他市でも同じく3月議会で消費税改正関係の提案を行う予定と聞いております。当市でも下水道使用料以外にも消費税に関係する使用料があり、まとめて消費税関係の一括条例改正という形で3月議会に提案する予定になっております。

(委員)

そうすると水道料金も2%分が上がるということですね。

(事務局)

水道料金も上がります。このたびの消費税改正の趣旨は、福祉の財源を確保するために税率を引き上げるといふものですので、これを引き上げないということは、役所の立場では言えません。法の趣旨に沿って消費税率を引き上げるといふのは、義務的なところがあると考えております。

ですから、委員の皆様もご意見を言いにくいのは承知しております。制度として決まっているものを審議会にご意見をいただくということが、難しいと思っております。

◎意見のまとめ

(会長)

一通りご質問ご意見をいただき、大変ありがとうございました。本審議会の意見を取りまとめたいと思います。

料金に関しては特段のご意見はありませんでしたので、諮問の説明の内容については本審議会でご認めていただきたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

－同意の拍手－

(会長、事務局) 退場して答申案を作成。再入場後、答申案を各委員に配布。

(会長)

(答申案読み上げ) 答申案にご意見などがありましたら、お願いします。

－意見なし－

それでは、この内容で答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

－了承－

◎答申

会長から建設部長(市長代理)に答申文書を手渡し

8. その他

9. 閉会